

○水防施設整備基金条例

制 定 令元.12.20 条例 5

(設 置)

第 1 条 この組合は、水防施設の整備費に充てるため、水防施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金に属する財産)

第 2 条 基金の属する財産は、寄付金、寄付財産の処分に係る収入その他、一般会計からの繰入金をもってあてる。

(有価証券による運用)

第 3 条 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用基金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第 5 条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。